

法定外税の新設・変更への関与の見直し

目次

1. 法定外税の概要	
○現行制度の概要	2
○法定外税の主な沿革	3
○法定外税の状況	4
2. 同意に係る処理基準	
○現在の処理基準	5
○平成12年当時の処理基準	7
○処理基準の改正経緯	8
3. 3要件に関する過去の判断等	11
4. 同意に際しての総務大臣の意見等	20
5. 法定外税に対する納税者等の意見	
○納税者等からの意見の例（核燃料税、放置自転車等対策推進税、空港連絡橋利用税）	22
○特定納税義務者からの意見聴取制度	27
○特定納税義務者からの意見聴取の例	28
6. 地方団体において検討された法定外税の例	31
7. 諸外国における法定外税制度の状況	32
8. 法定外税の「要件面の関与」に係る論点	33

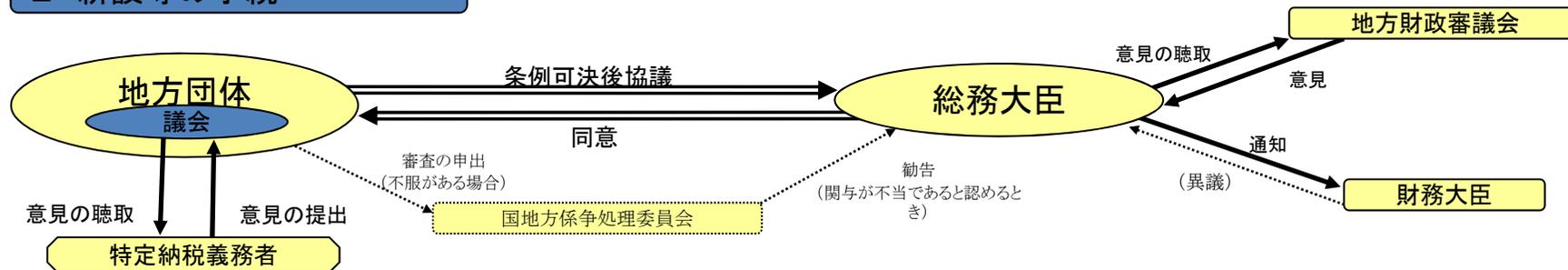
現行制度の概要

1 法定外税

地方団体は地方税法に定める税目（法定税）以外に、条例により税目を新設することができる。これを「法定外税」という。平成12年4月の地方分権一括法による地方税法の改正により、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められるとともに、新たに法定外目的税が創設された。

また、平成16年度税制改正により、既存の法定外税について、税率の引き下げ、廃止、課税期間の短縮を行う場合には総務大臣への協議・同意の手続が不要となったほか、特定の納税義務者に係る税収割合が高い場合には、条例制定前に議会でその納税者の意見を聴取する制度が創設された。

2 新設等の手続



次のいずれかが該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。（地方税法第261条、第671条、第733条）

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

「特定納税義務者」

法定外税の納税額が、全納税者の納税額総額の10分の1を継続的に超えると見込まれる者として、次の2つの要件をどちらも満たすと見込まれる者

- ① 条例施行後5年間の合計で、当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1/10を超える見込みがあること
- ② 当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1/10を超える年が、条例施行後5年間のうち3年以上あると見込まれること

法定外税の主な沿革

昭和15年	<p>法定外独立税の許可制の創設</p> <p>※ 旧「地方税法」の制定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道府県は法定税目のみを課することとし、市町村に対し、内務、大蔵両大臣の許可に基づき、条例の定めるところによる法定外独立税の設定が認められた。 (道府県は、昭和21年の改正により許可制へ移行)
昭和23年	<p>法定外独立税の報告制への移行 (内閣総理大臣による条例の取消・変更規定付き)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法定外独立税について、許可制から、内閣総理大臣(地方財政委員会が担当)への報告制へ移行 ・ 一定の制約を課した上で地方団体の条例により法定外独立税を設定・変更できることとした。 ・ 条例の内容が適当でないときは、内閣総理大臣が地方税審議会の審査に従って条例を取り消し・変更することができることとした。
昭和25年	<p>法定外税の許可制の導入</p> <p>※ 現行「地方税法」の制定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ シヤウプ勧告に基づく現行地方税法の制定に際し、道府県(14税目)、市町村(122税目)の法定外独立税を廃止。 ・ 道府県、市町村の法定外普通税の新設及び変更について、地方財政委員会(後に自治大臣)による許可制を導入。
平成12年	<p>法定外税の同意付き協議制への移行と法定外目的税の創設</p> <p>※ 地方分権一括法による改正</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法定外普通税の許可制を廃止し、同意を要する事前協議制へ移行。あわせて法定外目的税制度を創設。 ・ 国の関与を縮小する観点から、許可要件であった①「当該地方団体における税源の存在」、②「当該地方団体における財政需要の存在」の2要件につき撤廃。
平成16年	<p>協議対象の緩和と納税者からの意見聴取手続の創設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税率の引下げ、課税期間の短縮、法定外税の廃止につき、総務大臣への協議・同意を不要とした。 ・ 特定少数の納税者が税収の大半を納税することとなる法定外税について、条例制定前に議会で納税者の意見を聴取する手続を創設。

法定外税の状況

(件数は平成22年4月1日現在)
(金額は平成22年度決算額)

平成22年度決算額 516億円 (地方税収額に占める割合 0.15%)

1 法定外普通税〔418億円(21件)〕

[都道府県]

石油価格調整税	1.0	沖縄県
核燃料税	23.2	福井県、福島県、愛媛県、 佐賀県、島根県、静岡県、 鹿児島県、宮城県、新潟県、 北海道、石川県
核燃料等取扱税	1.2	茨城県
核燃料物質等取扱税	15.1	青森県
臨時特例企業税 ^(※1)	0.2	神奈川県
計	40.4億円	〈15件〉

[市区町村]

砂利採取税等	0.3	城陽市(京都) ^(※4) 、中井町(神奈川)、 山北町(神奈川)
別荘等所有税	6	熱海市(静岡)
歴史と文化の環境税	0.6	太宰府市(福岡)
使用済核燃料税	4	薩摩川内市(鹿児島)
狭小住戸集合住宅税	4	豊島区(東京)
計	1.4億円	〈7件〉

2 法定外目的税〔97億円(36件)〕

[都道府県]

産業廃棄物税等 ^(※2)	6.9	三重県、鳥取県、岡山県、広島県、 青森県、岩手県、秋田県、滋賀県、 奈良県、新潟県、山口県、宮城県、 京都府、島根県、福岡県、佐賀県、 長崎県、大分県、鹿児島県、熊本県、 宮崎県、福島県、愛知県、沖縄県、 北海道、山形県、愛媛県
宿泊税	1.0	東京都
乗鞍環境保全税	0.2	岐阜県
計	8.0億円	〈29件〉

[市区町村]

遊漁税	0.1	富士河口湖町(山梨)
環境未来税	1.2	北九州市(福岡)
使用済核燃料税	6	柏崎市(新潟)
環境協力税 ^(※3)	0.06	伊是名村(沖縄)、伊平屋村(沖縄)
計	1.8億円	〈5件〉

*1 神奈川県臨時特例企業税条例は平成21年3月31日をもって失効しているが、同日以前に終了する事業年度分の税収があるため掲載している。

*2 産業廃棄物処理税(岡山県)、産業廃棄物埋立税(広島県)、産業廃棄物処分場税(鳥取県)、産業廃棄物減量税(島根県)、循環資源利用促進税(北海道)など、実施団体により名称に差異があるが、最終処分場等への産業廃棄物の搬入を課税客体とすることに着目して課税するものをまとめてここに掲載している。

*3 環境協力税は平成23年4月1日から渡嘉敷村においても施行。

*4 京都府城陽市の山砂利採取税は、平成23年6月1日より法定外目的税として施行。

*5 端数処理のため、計が一致しない。

法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準

「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」(抄)

(平15・11・11 総税企 第179号 各道府県 道府県税所管部長・市町村税所管部長、東京都総務・主税局長あて総務省自治税務局長通知)

第1 法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準

1. 処理の基本的事項

総務大臣は、以下に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意するものとする。

- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- (3) (1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

2. 基本的事項に係る考慮すべき事項等

(1)から(3)までの事由については、それぞれ次のことに留意するものとする。

- (1) 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」については、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし」とは、実質的に見て国税又は地方税と課税標準が同じである場合を含むものであり、「住民の負担が著しく過重となること」とは、住民(納税者)の担税力、住民(納税者)の受益の程度、課税を行う期間等から判断して明らかに、住民の負担が著しく過重となると認められることをいうものである。
- (2) 「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」とは、課税の目的、内容及び方法、流通の状況、流通価格に与える影響等から判断して、当該法定外税が内国関税的なものであるなど、地方団体間における物の流通に重大な障害を与えると認められることをいうものである。
- (3) 「国の経済施策に照らして適当でないこと」については、「国の経済施策」とは、経済活動に関して国の各省庁が行う施策(財政施策および租税施策を含む。)のうち、特に重要な、又は強力に推進を必要とするものをいい、「国の経済施策に照らして適当でないこと」とは、課税の目的、内容及び方法、住民(納税者)の担税力、住民(納税者)の受益の程度、課税を行う期間、税収入見込額、特定の者によって惹起される特別な財政需要に要する費用のために負担を求める税については当該税収を必要とする特別な財政需要の有無等の諸般の事情から判断して、国の経済施策に照らして適当でないと認められることをいうものである。

法定外税の検討に際しての留意事項

「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」(抄)

(平15・11・11 総税企 第179号 各道府県 道府県税所管部長・市町村税所管部長、東京都総務・主税局長あて総務省自治税務局長通知)

第5 法定外税の検討に際しての留意事項

2. その他

法定外税については、税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設に当たって、税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要であり、特に、次のことに留意すべきである。

- (1) 地方公共団体の長及び議会において、法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (2) 地方公共団体の長及び議会において、その税収入を確保できる税源があること、その税収入を必要とする財政需要があること、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないこと等のほか、徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (3) 法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済施策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民(納税者)の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。
- (4) 法定外税の創設に係る手続の適正さを確保することに十分留意し、納税者を含む関係者への十分な事前説明を行うことが必要であること。特に、特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めることが必要であること。なお、地方税法第259条第2項、第669条第2項及び第731条第3項の規定により、都道府県又は市町村の議会において特定納税義務者から意見聴取を行う場合には、別途通知した「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に係る特定納税義務者に対する意見聴取について」(平成16年5月19日総税企第73号)を踏まえて意見聴取を実施すること。

平成12年当時の同意に係る処理基準について

「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準等について」

(平12・4・1 自治府第36号 自治市第43号 各道府県総務部長、東京都総務・主税局長あて自治省税務局府県税課長・市町村税課長通知)

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)が原則として平成12年4月1日から施行されることに伴い、同日以後に同法による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき自治大臣が法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更について同意する際の処理基準及び標準処理期間を下記1及び2のとおり定め、これらの同意を得るための協議の申出に係る手続について、下記3のとおり定めます。貴職におかれましては、この趣旨を御理解いただき、適切に対処されるようよろしくお願い申し上げます。

また、この旨、貴都道府県内市町村に対しても御連絡願います。

記

- 1 法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準
自治大臣は、以下に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意するものとする。
 - (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
 - (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
 - (3) (1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。
- 2 法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る標準処理期間
おおむね3月
- 3 協議の申出に係る手続(略)

法定外普通税・目的税の処理基準の改正の経緯について①

年度	処理基準の変更	主な法定外税の新設等
H12年度	<p>○地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行(平成12年4月1日) → 法定外税の許可制を同意制に改正</p> <p>「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準等について」(平成12年4月1日自治府第36号・自治市第43号)</p>	<p>・横浜市 勝馬投票券発売税 (H12.12.21協議、H13.3.30不同意、H13.8.7不同意取消、H16.2.25廃止)</p> <p>・山梨県河口湖町、勝山村、足和田村 遊漁税 (H13.3.2協議、H13.3.30同意、H13.7.1施行) ※期限なし、5年ごと見直し規定あり</p> <p>・神奈川県 臨時特例企業税 (H13.3.22協議、H13.6.22同意、H13.8.1施行、H21.3.31失効)</p>
H13年度	<p>「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準等及び留意事項について」(平成13年4月12日総税企第64号)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○留意事項として、以下の事項を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不同意要件についての解釈を追加(5ページ参照) ・法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済施策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民(納税者)の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当である。 ・その他、法定外税の創設に当たっては、地方公共団体の長及び議会において、その税収入を確保できる税源があること及びその税収入を必要とする財政需要があること、課税の公平・中立・簡索性、納税者を含む関係者への十分な説明等の適正な手続、徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討が行われることが望ましいものである。 </div>	<p>・三重県 産業廃棄物税 (H13.7.3協議、H13.9.28同意、H14.4.1施行)</p> <p>・岐阜県多治見市 一般廃棄物埋立税 (H13.12.20協議、H14.3.29同意、H14.4.1施行、H19.3.31失効) ※名古屋市への課税</p> <p>・東京都 宿泊税 (H13.12.21協議、H14.3.29同意、H14.10.1施行)</p> <p>・福岡県太宰府市 歴史と文化の環境税 (H14.3.25協議、H14.7.11同意、H15.5.23施行)</p>

法定外普通税・目的税の処理基準の改正の経緯について②

年度	処理基準の変更	主な法定外税の新設等
H14年度	<p>「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」(平成14年5月7日総税企第95号)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>○不同意要件についての解釈を「留意事項」から「処理基準」に変更</p> <p>○留意事項として、以下の事項を追加</p> <p>・法定外税の創設に当たっては、地方公共団体の長及び議会において、法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われることが望ましいものである。</p> </div>	<p>・福島県 核燃料税 (H14.7.9協議、H14.9.27同意、H14.12.31施行) ※総務大臣が意見を付した例</p> <p>・岐阜県 乗鞍環境保全税 (H14.10.24協議、H15.2.19同意、H15.4.1施行)</p>
H15年度	<p>「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」(平成15年11月11日総税企第179号)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>○変更にあたる事項の明確化(廃止、課税を行う期間の短縮、税率の引下げは、変更にあたらないことを通知)</p> <p>○市町村合併が行われた場合等の手続の明確化</p> <p>○留意事項として、以下の事項を追加</p> <p>・法定外税の創設に係る手続の適正さを確保することに十分留意し、納税者を含む関係者への十分な事前説明を行うことが必要であること。特に、特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めることが必要であること。</p> </div>	<p>・新潟県柏崎市 使用済核燃料税 (H15.5.27協議、H15.9.18同意、H15.9.30施行)</p> <p>・鹿児島県川内市 使用済核燃料税 (H15.7.11協議、H15.9.18同意、H15.11.1施行)</p> <p>・東京都豊島区 狭小住戸集合住宅税 (H15.12.19協議、H16.3.30同意、H16.6.1施行)</p> <p>・東京都豊島区 放置自転車等対策推進税 (H15.12.19協議、H16.9.13同意、H18.7.10廃止) ※総務大臣が意見を付した例</p>

法定外普通税・目的税の処理基準の改正の経緯について③

年度	処理基準の変更	主な法定外税の新設等
H16年度	<p>○地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律の施行(平成16年4月1日)</p> <p>→税率の引下げ、廃止及び課税期間の短縮について総務大臣への協議・同意を廃止</p> <p>→特定納税義務者からの意見聴取制度の創設</p> <p>『「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」の一部改正について』(平成16年5月19日総税企第74号)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○地方税法の改正による特定納税義務者からの意見聴取に係る規定の新設に伴う文言の整備</p> </div>	<p>・沖縄県伊是名村 環境協力税 (H17.1.14協議、H17.3.28同意 H17.4.25施行)</p>
H23年度		<p>・大阪府泉佐野市 空港連絡橋利用税 (H23.9.30協議、H24.4.11同意、施行日未定) ※総務大臣が意見を付した例</p>

1号要件に関する過去の判断等（その1）

（※以下、金沢地裁判決、国地方係争処理委員会勧告を除き、自治大臣又は総務大臣の許可、同意又は不同意に際しての判断）

課税団体	税の名称	①国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
石川県	臨時道路補修特別税 (昭和27年度許可)	<p>【金沢地裁判決（昭和28年11月7日）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件税が他の地方税と課税標準を同じくするかどうかの点をしばらくおき、県民の負担を著しく過重にするかどうかの点であるが、住民一人当たりの課税、県税、市町村民税の負担額は合計金3,350円であるのに対し、本件税負担額はわずか金63円であり、一世帯当たりにして市町村民税の負担額約金6,300円に対し本件税の負担額が金304円であることが認められるからこの税の個人所得額に対する割合は1%をはるかに下廻るものであるといわなければならない。 ・そうするとこの程度の税負担ではいまだその負担が著しく過重なものとはいえないから本件税の課税標準が他の地方税と同一であると否とにかかわらず、該当しない。
横浜市	勝馬投票券発売税 (平成12年度不同意)	<ul style="list-style-type: none"> ・国税又は他の地方税で勝馬投票券発売税と同じ課税標準のものはない。
河口湖町、 勝山村、 足和田村 (山梨県)	遊漁税 (平成12年度同意)	<ul style="list-style-type: none"> ・国税又は他の地方税で遊漁税と同じ課税標準のものはない。 ・また、<u>税率も一人1日200円であり過重な負担とはいえない。</u>
神奈川県	臨時特例企業税 (平成13年度同意)	<ul style="list-style-type: none"> ・形式的には法人税及び法人事業税の課税標準である「所得」と概念上異なる。 ・しかし、実質的には繰越控除欠損金額と同額になるが、この金額は、所得の計算上の要素として <u>所得と一体不可分のものであることから、実質的に「所得」と同じであるとする考え方もないわけではなく、直ちに「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし」に該当しないとはいえない。</u> ・課税対象は、<u>資本金等5億円以上、かつ、当期利益が出ているという、相当程度担税力がある</u>とみなせる法人であり、しかも、<u>その税負担は、欠損法人でない法人に同額の当期利益(所得)がある場合の法人事業税の税負担の1/3以下であることから、「住民の負担が著しく過重となること」には該当しない。</u>

※臨時道路補修特別税は金沢地裁判決（昭和28年11月7日）、その他は月刊地方税（2001.4月号、2002.7月号）より作成。

1号要件に関する過去の判断等（その2）

課税団体	税の名称	①国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
三重県	産業廃棄物税 (平成13年度同意)	・形式的にも実質的にも国税又は他の地方税に課税標準を同じくするものがあるとは認められない。
多治見市 (岐阜県)	一般廃棄物埋立税 (平成13年度同意)	・国税又は他の地方税に一般廃棄物埋立税と課税標準を同じくするものは、形式的にも実質的にも認められない。
東京都	宿泊税 (平成13年度同意)	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊税と同様に宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)があるが、宿泊税と消費税等では課税標準が明らかに異なっている。 ・また、課税の趣旨、目的等に照らしても実質的に課税標準が同じであるとは考えられない。 ・<u>宿泊行為1回につき100円若しくは200円の税負担は宿泊料金の1%程度以下であり、負担が著しく過重とはいえない。</u>
泉佐野市 (大阪府)	空港連絡橋利用税 (平成24年度同意)	<ul style="list-style-type: none"> ・空港連絡橋利用税と課税標準を同じくする国税又は他の地方税はない。 ・また、<u>税額が100円と少額であり、住民の負担が著しく過重となる</u>ともいえない。

※空港連絡橋利用税は地方財政審議会議事要旨、その他は月刊地方税（2002.7月号）より作成。

2号要件に関する過去の判断等（その1）

課税団体	税の名称	②地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
横浜市	勝馬投票券発売税 (平成12年度不同意)	・地方団体間における物の流通に重大な障害を与えるものとは考えられない。
河口湖町、 勝山村、 足和田村 (山梨県)	遊漁税 (平成12年度同意)	・地方団体間における物の流通に重大な障害を与えるとは考えられない。
神奈川県	臨時特例企業税 (平成13年度同意)	・地方団体間における物の流通に重大な障害を与えるものとは考えられない。
三重県	産業廃棄物税 (平成13年度同意)	<ul style="list-style-type: none"> ・2号要件の趣旨は、法定外税の課税による物の流通の障害が地域の経済活動に支障を及ぼし、最終的には国民経済に対する不利益・非効率をもたらすことを回避しようとするものであることを前提に、経済活動において産業廃棄物の適正処理がそれぞれの経済主体にとって無視することができない負担の要素となっている現在の社会経済情勢も勘案すると、<u>産業廃棄物には、その移動を受け入れることによりその対価として収入が得られるという意味での経済的価値が内在し、そのことに着目した経済活動に伴い産業廃棄物が移動すると捉えることができることから、産業廃棄物の移動は「物の流通」に該当すると考えることが適当である。</u> ・しかし、この産業廃棄物税は、<u>県外からの産業廃棄物の搬入にのみ課税するものではなく、2号要件に該当する典型例とされる内国関税的な税ではない。</u>また、<u>税率の水準を勘案しても、さらに、税収の用途がむしろ中長期的には産業廃棄物の円滑な流通に資するものと考えられることからしても、</u>県外の地域の産業廃棄物の処理に重大な支障をきたすほどの産業廃棄物の流通の障害を生じさせることになるとは認められないことから、<u>産業廃棄物税は地方団体間における産業廃棄物の流通に重大な障害を与えるものとは認められず、2号要件には該当しない。</u>

※月刊地方税（2001.4月号、2002.7月号）より作成。

2号要件に関する過去の判断等（その2）

課税団体	税の名称	②地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
多治見市 (岐阜県)	一般廃棄物埋立税 (平成13年度同意)	・ 現下の法制度において <u>一般廃棄物の処理は、市町村の義務であり、また、現時点においては一般廃棄物を収集・処分する市町村を中心に行われていることから、一般廃棄物の収集から最終処分までのゴミの流れは、物の流通には該当しない。</u>
東京都	宿泊税 (平成13年度同意)	・ <u>宿泊客は、物の流通には当たらないことから、2号要件には該当しない。</u>
泉佐野市 (大阪府)	空港連絡橋利用税 (平成24年度同意)	・ <u>利用税の税額が100円と少額であり、平成16年度に実施された、空港連絡橋通行料金の引下げによる空港連絡橋の車両通行量等に係る社会実験の結果をみても、空港連絡橋の通行量に重大なマイナスの影響が生じるものではないと考えられる。したがって、利用税は物の流通に重大な障害を与えるものとはいえない。</u>

※空港連絡橋利用税は地方財政審議会議事要旨、その他は月刊地方税（2002.7月号）より作成。

3号要件に関する過去の判断等（その1）

課税団体	税の名称	③ ①、②を除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと
石川県	臨時道路補修特別税 (昭和27年度許可)	<p>【金沢地裁判決（昭和28年11月7日）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原告等の主張する勤労者階級の税負担の軽減、すなわち租税政策は国の経済政策の根幹をなし重要な国策の一つといえるが、<u>本件税の負担は前述のとおりわずか一人当たりの所得額の1%にも当たらないし、この税により県道が補修されそれによって享受する幾多の利益に鑑みると本件税がいまだもって国の経済施策上適当でないとはいえない。</u>
磯部町 (三重県)	真珠漁場税 (昭和32年度許可)	<ul style="list-style-type: none"> 政府の各省が行う経済施策は一応国の経済施策と考えられるものであるが、これらのすべてについて法定外普通税の対象となし得ないものとするれば、法定外普通税の制度そのものの意味がなくなる。したがって、この規定は、<u>国の経済施策のうちで特に重要なもの、あるいは強力な推進を必要とするもの等について許可庁においてその適否を判断すべきものであって、真珠区画漁業振興のための検査手数料を引き下げその助成を図ったとしても国税、地方税法上の軽減措置、または補助金の交付等積極的な助成策はとられておらず、また現に多大の収益を上げていること等から新税によってその振興を阻害するとは認められないので国の経済施策に照らして直ちに不適當であるとはいえない。</u>

※臨時道路補修特別税は金沢地裁判決（昭和28年11月7日）、真珠漁場税は（月刊地方税1972.9月号）より作成。

3号要件に関する過去の判断等（その2）

課税団体	税の名称	③ ①、②を除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと
横浜市	勝馬投票券発売税 (平成12年度不同意)	<p>【総務大臣の不同意理由】</p> <p>1. 中央競馬により公益目的のために財政資金を確保する仕組は「国の経済施策」に該当すること 国の経済施策とは、経済活動に関して国の各省庁が行うべき特に重要な施策をいうと考えられる。 地方税法第671条第3号の「国の経済施策」には、第1号の重要な租税施策が文理上含まれるため、特定の仕組で財政資金を確保し、これを一定の公益目的のために使用することも「国の経済施策」に含まれる。 <u>中央競馬は、競馬法及び日本中央競馬会法に基づき、日本中央競馬会（以下「競馬会」という。）が、畜産振興及び民間社会福祉事業の振興のために財政資金を確保することを目的として、刑法の特例として独占的に行う特別な制度であることから、特に重要な施策として「国の経済施策」に当たると考えられる。</u></p> <p>2. 勝馬投票券発売税は「国の経済施策に照らして適当でない」場合に該当すること 競馬会の勝馬投票券の発売金額から払戻金及び経費を差し引いた金額は、国庫納付金に充てることが基本とされている。すなわち、発売金額の10%が国庫納付金とされるとともに、剰余が発生した場合、剰余金の2分の1を国庫納付金として納付し、残りの2分の1を特別積立金として積み立てるべきことが法定されている。 <u>このため、勝馬投票券発売税の課税により、畜産振興及び民間社会福祉事業の振興のために必要な経費に充てることとされている国庫納付金への配分等に影響が生じることとなる。なお、仮に競馬会の施設が所在する地方団体全てが勝馬投票券発売税と同様の課税を行った場合、中央競馬により公益目的のために財政資金を確保する基本的な仕組を損なうことになる</u>と考えられる。 <u>したがって、勝馬投票券発売税は、特別の負担を求めるべき合理的な課税の理由がない限り、「国の経済施策に照らして適当でない」と考える。</u> 横浜市の説明で勝馬投票券発売税の課税の理由として挙げられている、「公共法人のうち、収益をあげて活動を行っており、かつ、市域内で行っている活動が、直接、地域住民の生活等の向上を図るものではない法人に対して、相応の負担を求めることとし、広く検討した結果、唯一、日本中央競馬会が該当する」ということは、競馬会に対して特別の負担を求めるべき合理的な課税の理由とは認められない。 以上から、勝馬投票券発売税は「国の経済施策に照らして適当でない」場合に該当するものとする。</p>

3号要件に関する過去の判断等（その3）

課税団体	税の名称	③ ①、②を除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと
横浜市	勝馬投票券 発売税 (平成12年度 不同意)	<p>【国地方係争処理委員会勧告 第4 当委員会の判断（抄）】</p> <p>3（2） 一般に、「<u>経済施策</u>」とは経済政策の下位概念と理解されており、また、「<u>経済施策</u>」という中には財政施策及び租税施策が含まれるものと理解されていることが認められる。これは、日本語としての用語の常識的な理解にも適合するものと当委員会は考える。</p> <p>3（3） 「国の経済施策」の中に、事の軽重を問わず、経済施策に当たると考えられるものがすべて含まれると解すると、法定外普通税の新設に係る協議の申出に対して同意する余地がほとんどなくなってしまふ。このような結果は、本件同意制度の趣旨に反することとなる。総務大臣も、地方税法第671条第3号で定める「国の経済施策」とは、「<u>経済活動に関して各省庁が行う施策の全てを含むもの</u>と考えるのは適当ではなく、『<u>特に重要な、又は強力に推進を必要とするもの</u>』に限られる」と主張している。別の観点からの判断についてはあるが、同条第1号及び第2号において「著しく過重」、「重大な障害」と規定していることによって、総務大臣の考慮事項に限定を付していることも、上述した限定的な解釈を支える考え方の一つの発現と解することも可能であろう。当委員会としても、同条第3号に関する<u>このような限定的解釈は適切である</u>と考える。</p> <p>4（1） 「経済施策」の解釈に当たって「重要な」経済施策に限定して解すべきものとした趣旨に沿って、同号で定める「<u>適当でない</u>」の解釈についても「<u>重要な</u>」影響を及ぼす場合との限定を付するのが相当と考える。</p> <p>4（7） 地方税法第671条第3号の規定の文理解釈として、「<u>適当でない</u>」かどうか判断するに当たって照らすのは、既に存在する「国の経済施策」であり、これとは別に、市町村側の事由である<u>特別の負担を求めべき合理的理由を同号で定める消極事由に読み込むことは適切でない</u>。</p> <p><u>（中略）課税の目的、内容以外に考慮の対象とされているのは、方法、住民（納税者）の担税力、住民（納税者）の受益の程度、課税を行う期間、税収入見込額、特定の者によって惹起される特別な財政需要に要する費用のために負担を求め税については当該税収を必要とする特別な財政需要の有無等の諸般の事情であり、これは制限列举ではなく、また、それぞれの考慮事項の軽重の度合いも明らかにされていない。このような総合的判断は、地方税法第671条第3号で定める消極事由の認定に際して、総務大臣の裁量の幅が極めて広いことを前提としている。</u></p> <p>しかし、<u>市町村の法定外普通税に関する課税権の行使が結果的に総務大臣の広い裁量的判断に委ねられるということでは、（中略）現行地方税法第671条の趣旨に適合するとは言えないものと解される。</u>なお、関与の法定主義について定めている自治法第245条の2の法意に照らしても、同様に解される。</p> <p>以上の見地から、再び行われるべき協議においては、不同意とするか否かの判断に当たって、<u>特別の負担を求めべき合理的理由があるか否かを基準として用いるべきではない</u>と考える。</p>

3号要件に関する過去の判断等（その4）

課税団体	税の名称	③ ①、②を除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと
河口湖町、 勝山村、 足和田村 (山梨県)	遊漁税 (平成12年度同意)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不適当とする特段の「国の経済施策」は認められない。
神奈川県	臨時特例企業税 (平成13年度同意)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>法人税法の規定に基づく欠損金の繰越控除制度は、国の租税施策である法人税の制度の重要な構成要素であり、「国の経済施策」に含まれるものと考えられる。</u> 臨時特例企業税は、この繰越控除制度の適用を多かれ少なかれ遮断するものであり、繰越控除制度の効果を実質的に減殺するものであるとも考えられる。しかし現行の繰越控除制度が5年で適用を遮断していること等、また、<u>過去や諸外国においても様々な適用限定の例があること等から、税制として様々な選択を可能とする性格を有するものであると認められ、その効果を実質的に減殺することとなったとしても、そのことのみをもって直ちに3号要件に該当するとはいえない。</u>あわせて、臨時特例企業税は、<u>課税対象が資本金等5億円以上、かつ当期利益が出ているという、相当程度担税力があるとみなせる法人であり、かつ、その税負担は、欠損法人でない法人に同額の当期利益(所得)がある場合の法人事業税の税負担の1/3以下であること等も勘案すると「国の経済施策に照らして適当でない」とは認められず、3号要件には該当しない。</u>
三重県	産業廃棄物税 (平成13年度同意)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地域間の産業廃棄物の移動について具体的な国の施策は明確に定まっていないものと考えられるが、国内の廃棄物の適正処理ということは、廃棄物に関する国の施策の基本であり、国や都道府県の責務である。ただし、国内の廃棄物の適正処理が3号要件の「国の経済施策」に該当するかどうかについては、さらに検討を要するところである。</u>しかし、仮に該当するとしても、2号要件に関してふれたとおり産業廃棄物税が<u>三重県以外の地域の産業廃棄物の処理に重大な支障をきたすものとは考えられないこと、</u>税収は産業廃棄物の処理適正化、発生抑制等に使われることとされ、むしろ産業廃棄物の適正処理に資するものであることなどから、<u>県内外含めた圏内の廃棄物の適正処理に照らして適当でないというほどの影響を与えるものとは認められないことから、3号要件には該当しない。</u>

※月刊地方税（2001.4月号、2002.7月号）より作成。

3号要件に関する過去の判断等（その5）

課税団体	税の名称	③ ①、②を除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと
多治見市 (岐阜県)	一般廃棄物埋立税 (平成13年度同意)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2号要件と同様の考え方も踏まえ、それに照らして一般廃棄物埋立税が適当かどうかを検討すべき国の経済施策は存在しないことから、3号要件には該当しない。
東京都	宿泊税 (平成13年度同意)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊税が影響を与えるような「国の経済施策」は存在しないことから、3号要件には該当しない。
泉佐野市 (大阪府)	空港連絡橋利用税 (平成24年度同意)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「国の経済施策に照らして適当でない」とする場合とは、施策に重要な影響を及ぼす場合に限定すべきであると考えられる。関西国際空港へのアクセス機能の改善・強化という施策が国の経済施策に該当し、これに照らして適当でないとの意見があるが、これが国の経済施策に該当するとしても、平成16年度に実施された上記社会実験の結果をみても、<u>利用税による100円の追加負担が関西国際空港へのアクセスに重要な影響を与えるとは認められない</u>。したがって、利用税は国の経済施策に照らして適当でないと言えないと考える。 ・ 道路無料公開の原則の下で有料道路制度等においてのみ課金を認めているという施策が国の経済施策に該当し、これに照らして適当でないとの意見があるが、これが国の経済施策に該当するとしても、利用税は、道路無料公開原則の例外としてすでに料金が課されている空港連絡橋の利用について、<u>100円という少額の税を課するものであることから、利用税が施策に重要な影響を与えるとは認められない</u>。したがって、利用税は国の経済施策に照らして適当でないと言えないと考える。 ・ 利用税が他の地方団体へ波及することにより与える施策への影響については、<u>波及の程度についての合理的な見込みに基づき判断する必要があると考えられるが、これを合理的に見込むことは困難であり、その影響は必ずしも明らかではない</u>。したがって、旧道路関係4公団から承継した債務等の法定期間内の償還という施策が、国の経済施策に該当し、これに照らして適当でないとの意見があるが、これが国の経済施策に該当するとしても、<u>利用税が施策に重要な影響を与えることが明らかとは認められない以上、利用税は国の経済施策に照らして適当でないと言えない</u>と考える。

※空港連絡橋利用税は地方財政審議会議事要旨、その他は月刊地方税（2002.7月号）より作成。

同意に際しての総務大臣の意見等（その1）

課税団体	税の名称	総務大臣の意見、伝達事項
東京都	宿泊税 (平成13年度同意)	主として都外からの来訪者に新たな法定外税の負担を求める一方で、都内に存する土地に係る固定資産税について独自に減免する措置を講じることとしており、税に対する信頼を確保する意味からも、本税の実施にあたっては、 <u>関係者の十分な理解を得られるよう努められたい。</u>
多治見市 (岐阜県)	一般廃棄物埋立税 (平成13年度同意)	本税の納税義務者は実質的に名古屋市のみであり、 <u>あえて法定外税の形式をとらなくとも、両市の円満な話し合いにより分権時代にふさわしい自主的な解決策をとることも考えられるので、</u> 今後はそうしたことについて十分考慮されたい。
福島県	核燃料税 (平成14年度同意)	<p>地方公共団体が法定外税の制度により課税自主権を発揮することは、地方分権の観点から望ましいことであるが、本件のように<u>納税者が限定的である税の場合、地方公共団体において、当該納税者への十分な説明や、その意見の聴取等の適正な手続をふむことが特に重要である。</u></p> <p>本件に関しては、従来の核燃料税とは課税方法や税率を異にするものであることも考えると、納税者への説明や協議期間が十分でなかったと言わざるを得ない。</p> <p>このことは本件を不同意とする要件には該当しないが、福島県においては、今後、法定外税制度の健全な発展のためにも、本件課税について、納税者の理解を得るための努力を続けていくことが必要である。</p> <p>については、同意にあたり、福島県に対し、下記の点を強く要請する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>納税者である東京電力に対し更に十分な説明を行うとともに、</u> <u>税収用途の明確化を図るなど、本件課税に対する理解を得るための最大限の努力を行うこと</u> 2 今後、諸情勢の変化等も踏まえ、本件条例の内容の妥当性について更に検証を重ね、必要に応じその見直しを含め検討すること

※宿泊税、一般廃棄物埋立税については、月刊地方税（2002.7月号）より作成。

同意に際しての総務大臣の意見等（その2）

課税団体	税の名称	総務大臣の意見、伝達事項
豊島区	放置自転車等対策 推進税 (平成15年度同意)	<p>1 本件については、課税団体（豊島区）と納税者の見解がほぼ全面的に対立したままであり、納税者との協議や相互理解が十分に進んでいるとは言い難い。<u>特定少数の納税者に課税する法定外税の場合には、納税者の理解を得る努力を尽くすことが特に重要であることから、納税者から提起されている種々の指摘や批判を真摯に受け止め、協議・調整を十分に行って、その理解を得よう、更に格段の努力を行うこと。</u></p> <p>2 特に、本件課税が今後の対策費用に充てる目的税であり、また、鉄道事業者の協力不足を根拠として鉄道事業者のみに課税しようとする税であることを踏まえ、今後の放置自転車対策の全体像を明示しながら、鉄道事業者の今後の協力の見通し等について十分な協議・調整を行い、鉄道事業者だけが納税者となることについて理解を得よう努めること。</p> <p>3 去る5月26日の意見で指摘した点を踏まえ、自転車法に基づく自転車等駐車対策協議会等の場を活用しながら、放置自転車を解消するための具体的な対策について、総合的に協議・検討を尽くすとともに、その状況を踏まえて、本件課税のあり方について必要な見直しを行うこと。</p>
泉佐野市 (大阪府)	空港連絡橋利用税 (平成24年度同意)	<p>1 <u>泉佐野市外の住民も含め不特定多数の者が空港連絡橋を利用することに鑑み、空港連絡橋利用税の課税について、同税の納税者となる空港連絡橋の利用者及びその他の関係者に対し、十分に周知し、理解を得るよう努めること。</u></p> <p>2 今後、空港連絡橋利用税の特別徴収義務者となる者と同税の徴収方法等について十分に調整を進め、同税の円滑な運用に努めること。</p>

納税者等からの意見の例（その1）

「福島県核燃料税条例」に関する総務大臣へのお願いについて(平成14年7月17日)

【東京電力株式会社】

(略)この度、貴省に協議書が提出されました福島県核燃料税条例は、従来の核燃料の価額に対する課税の大幅な税率アップに加え、さらに同じ核燃料の重量へも課税するという、新税の創設にも等しい全く新たな枠組みによるものです。この結果、当社の税負担は、現行制度と比べて一気に2倍を超える(「激変緩和措置」でも2倍近い)水準となり、大幅増税と言わざるを得ません。にもかかわらず、この大幅増税案は、唯一の納税者である当社との間で十分な協議を経ることなく一方的に議会に提出され、かつ当社に議会での発言機会も与えられないまま可決されたものであるなど、手続的にも適正さを著しく欠いています。

従いまして、当社といたしましては、今回の増税は、到底容認することができず、貴省におかれても不同意とされるべき内容であると考えております。(略)

[別紙]

1. 納税者への説明責任が果たされていない

これまで核燃料税の更新にあたっては、唯一の納税者である当社と十分な協議を経て、ある程度の合意の下で進められてきました。

ところが、今回の福島県の新条例は、重量を基準とする課税を新設するなど実質的に新税の創設というべきであり、かつ課税負担を一気に実質2倍超(「激変緩和措置」適用期間中でもほぼ2倍程度)にまで引き上げるといふ大幅な増税案であるにもかかわらず、本年4月25日に突然福島県より提案されたものであり、税負担の根拠となる財政需要の説明を初めて受けたのは5月9日になってであります。ちなみに、「激変緩和措置」につきましては、新条例案上程の直前である6月17日まで何らの提案も頂いておりませんでした。この正味約1ヵ月半という短い期間に当社と福島県との間で、財政需要の具体的内容に関する協議は、議会開会までに6回(議会開会中に1回)実施されましたが、当社からの質問に対し十分な説明も尽くされないまま、6月20日には新条例案が県議会に上程され、さらに県議会におきまして公聴会などを通じた納税者としての発言機会を求めましたものの、その機会すら与えられず、7月5日に一方的に可決されてしまいました。

このように福島県が説明責任を果たしていないため、今回の大幅増税の裏付けとなる所要の財政需要に関しましては、その支出項目及び核燃料税により負担されるべき割合につき福島県と当社との間でいまだ非常に大きな認識の乖離があります。にもかかわらず、福島県がこの非常に大きな乖離を埋めようとする誠意を全く示さないまま一方的に条例案を採決し、7月9日の総務大臣への協議申請に至ったことは、当社として誠に遺憾です。

法定外税の新設・変更が総務大臣の許可制から同意制に移行したことから、地方自治体には従来以上の重い説明責任があり、とりわけ、唯一の納税者の課税負担を「狙い撃ち」的に従来の2倍超にまで引き上げるといふ、今回の福島県の新条例のような場合には、かかる大幅増税の裏付けとなる所要の財政需要の内容の合理性について十分な説明を尽くし、その納得を得るようにすることが不可欠であるものと考えます。(略)

2. 課税自主権の趣旨や憲法上の諸原則からも問題がある

今回の増税構想は、その地方の自治に関して意思表示することが難しい東京電力という唯一かつ特定の企業に対して行われるものであり、納税者への説明責任と財政需要の合理性の立証が果たされない場合は、租税制定権の濫用または租税制定手続上の瑕疵があるとして、憲法違反(憲法第14条:平等原則、第29条:財産権の侵害及び第31条:適正手続の保障)の疑いが生じるものである以上、極めて慎重な取り扱いが必要と考えられます。

法定外税の新設・変更については、総務大臣との協議を除いては、第三者によるチェックが働かないうえに、制度上、納税者の弁明の機会が保障されておらず、今回のように課税側が一方的に手続を進めてしまうと、特に納税者が選挙権がなく、議会における発言や投票行動による意思表示の方法が与えられていない企業の場合には、その意思を条例制定過程に反映させる機会が全くないことから、憲法第84条の趣旨である「代表(同意)無ければ課税無し」という近代民主主義における基本原理に根本的に反する状態が生じることとなります。

地方分権一括法における地方自治体の課税自主権の尊重に関する立法趣旨は、住民の受益と負担を明確にして、住民の地方自治への関心や参加意識を高めることと認識しておりますが、今回の福島県の動きは、この趣旨に則ったものとは到底言えませんし、地方自治体の課税自主権といえども憲法の定める諸原則や基本的な法原則に反するものでないことが当然の前提であることは自明ですから、この点からも、上記で述べたとおり、今回の新条例には極めて重大な疑義が存します。

3. ～5. (略)

6. 国の経済施策との整合性を欠く

(略) 今回の福島県のような他の道県では見られない突出した増税が行われれば、原子力発電に関する税負担を大幅に増加するものであることから、原子力発電所の新・増設に向けた事業意欲を損なわせるものと受け止めざるを得ず、その影響が直ちに他の原子力発電所立地道県に波及することは必至であり、そればかりか、全国の立地地域における課税競争を誘発する可能性が高まると考えられ、実際にいくつかの自治体では福島県の増税内容に強い関心を示しています。このような増税競争が起きれば、エネルギーの長期的安定供給と地球温暖化への対応のための原子力発電の推進に大きな障害が生じることになり、国の重要なエネルギー政策が大きく阻害されることとなります。こうしたエネルギー政策に与える影響については、その所管官庁である経済産業省も懸念を表明しています。

(略)

以上のとおり、今回の福島県の他の道県では見られない突出した核燃料税の増税案が、国の重要な経済施策やエネルギー政策に反することは明らかです。

納税者等からの意見の例（その2）

「豊島区の法定外税に関する報告書(案)」に対する意見(平成15年9月18日)

【東日本旅客鉄道株式会社・東武鉄道株式会社・西武鉄道株式会社・帝都高速度交通営団・東京都交通局】

1 (略)

2 「報告書」のその他の問題点

① (略)

② また、「自治税務局長通知」では「税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われること」を必要としている。この点について、「報告書」では「『はじめに税ありき』によって解決されるべき性質のものではない」（「報告書」4頁）と前置きしている一方で、新税導入の目的を「『放置自転車等の対策に要する費用の一部を、大量駐車需要の発生施設を抱える鉄道事業者に求める』ことを目的としているので、『税以外のより適切な政策手段』はないと考える」（「報告書」10頁）としている。これは大きな論理的矛盾であり、放置自転車そのものの減少を目的としないとして、他の政策手段の検討を放棄するなど、そもそも専門委員会での検討は「はじめに税ありき」であることを示しているのである。

こうした①、②の問題点からみて、専門委員会における新税構想の検討内容は不十分であると言わざるを得ず、また、検討時間も絶対的に不足しており、およそ法定外税新設のために必要な適正な手続きという要件を充足しているとは到底言うことができない。

③ (略)

④ 各鉄道事業者の負担額はその事業規模からして著しく過重になることはないので、国の同意要件（地方税法第733条）に反するものではないとし（「報告書」9頁）、また、「自治税務局長通知」では課税の公平・中立・簡素との関係について検討することが求められているところ、「中立」については、新税負担額が著しく過重なものではないのでその要件は満たされている（「報告書」10頁）としている。

しかしながら、豊島区が新税導入を強行すれば他の地方自治体でも同様の課税を実施する可能性が高いことは容易に想像でき、鉄道事業者の負担額は、「報告書」で想定するような軽微なものでは収まらず、旅客輸送事業に大きな影響を及ぼすものとなる可能性がある。専門委員会はこのような可能性をどう考えるのか明らかにする責任がある。

⑤ 「報告書」では、自転車を駅周辺に放置する者および自転車駐車場利用者のそれぞれ約70%が鉄道利用者であることを根拠として鉄道事業者に費用を分担させることを合理的としている（「報告書」7頁）。しかし、鉄道利用者の最終目的地は別にあり、駅は通過点にすぎない。また、区の調査によっても、鉄道利用者以外の自転車放置者や自転車駐車場利用者が存在することは明らかである。そもそも、自転車駐車場の整備の責任は、「自転車法」でも規定されているとおり地方自治体や道路管理者にある。こうした様々な事実を鑑みれば、鉄道事業者を狙い撃ちにする新税が公平性に反するのは明白であり、なぜ合理的なのかその理由を示すべきである。

(以下略)

納税者等からの意見の例（その3）

「泉佐野市空港連絡橋利用税(案)に係る意見照会に対する回答について」(平成23年8月15日)

【関西国際空港株式会社】

1. 関西国際空港関連地域整備計画等に基づく都市基盤整備事業の受益と負担の関係

(略)

関西国際空港の関連地域整備は、国、大阪府、日本道路公団等が事業主体となって行った空港機能を直接的に支援する交通アクセス整備事業（高速道路、幹線道路、鉄道等）とは別に、泉州地域の都市基盤整備を空港建設を機に一挙に進めるため、大阪府が策定した「関西国際空港関連地域整備計画」に基づき、泉佐野市を含む泉州地域の9市4町において集中して進められたものであります。この地域整備に要する資金については大阪府からの補助金や貸付金といった支援も行われ、各市町の単年度負担の軽減、後年度負担の平準化が図られてきたところであり、これら地域整備に関する利便を享受しているのは連絡橋通行者を含む空港利用者ではなく、基本的には地域住民がその利便を享受しているものと言えます。（略）

さらに、今回の空港連絡橋利用税のように、市の財政状況を理由とした連絡橋通行者に対する課税が仮に認められることとなれば、空港関連地域整備事業を推進してきた泉州地域の他の市町が阪神高速湾岸線や阪和自動車道等の通行者に対する同様の税を導入することも想定され、このような道路通行税の濫立は物の流通に重大な障害を与えるものであり、法が想定している法定外税とは言いがたいものであると考えております。

2. 関西国際空港の連絡橋道路部分の売却の意義

(略)

本年8月より、国の施策に基づき、西日本高速道路株式会社には通行料金の割引制度をさらに充実させていただきました。しかしながら、泉佐野市による空港連絡橋利用税の導入は、通行料金の値下げ効果を減殺させ、その結果、関西国際空港の国際競争力を強化するという国の政策にも逆行することとなってしまふものと懸念しております。

(略)

以上のとおり、当社といたしましては、泉佐野市法定外税導入検討委員会において検討されている、「泉佐野市空港連絡橋利用税（案）」の創設に強く反対するものであります。

納税者等からの意見の例（その4）

「泉佐野市空港連絡橋利用税(案)について(回答)」(平成23年8月15日)

【西日本高速道路株式会社】

(別紙)

(略)

今回、意見照会がありました泉佐野市空港連絡橋利用税（以下、利用税）につきましては、一旦引き下げられた連絡橋利用者の負担額が引き上げられることとなり、関係者の努力に逆行するものであるとともに、利用者に対して負担を強いることとなります。

また、関西国際空港連絡橋を管理している弊社としても、利用税導入による交通量減少に伴う収入減や徴収経費（料金收受機械やシステム改修・運用費等）の増加が生じ、償還計画に影響を及ぼします。

関西国際空港連絡橋の通行料金については、お客様や大阪府の意向を踏まえ、国・関西国際空港株式会社等、多くの関係者が相互に譲歩してできた料金体系です。利用税の導入は実質的な料金値上げとなるので、弊社としては賛成いたしかねます。

「泉佐野市空港連絡橋利用税に対する意見」(平成23年8月12日)

【社団法人大阪府トラック協会】

(略)

さて、泉佐野市が新設を検討している法定外税としての関西空港連絡橋利用税について、条例が成立されることとなれば、関西国際空港の活性化に逆行するとともに国際航空貨物の物流に重大な影響を与え、国際ハブ空港としての利便性を失することとなるものと思慮されます。

一方、トラック運送業界にとりましては、環境・安全対応コストや燃料価格の高騰に伴う負担分が運賃・料金に適切に転嫁できないという危機的な状況が続く中、これ以上トラック運送業界の負担増を強いるこの利用税の徴収については到底受け入れられるものではありません。

(略)

特定納税義務者からの意見聴取制度について

地方団体は、法定外税の納税額が、全納税者の納税額総額の10分の1を継続的に超えると見込まれる者として一定の要件を満たす者(※)がある場合において、法定外税の新設又は変更をする旨の条例を制定しようとするときは、当該地方団体の議会において、当該特定納税義務者の意見を聴くものとする。

【平成16年度税制改正詳解(抄)】

核燃料税をはじめ、限られた納税者に課税する法定外税も増えてきていることを踏まえ、特定の納税者にかかる税収の割合が高い場合には、条例制定前に議会でその納税者の意見を聴く制度を設けることとしている。これは、法定外税の新設等の場合の適正手続きを整備したものであり、具体的には、その納税者に係る課税標準が継続的に全体の10分の1より多くなると認められる納税者(これを「特定納税義務者」という。)から、意見を聴取することとなっている。

(略)

この特定納税義務者の意見については、議会は当該意見に拘束されることはなく、検討材料として参考にすることになるが、その内容を十分に検討したうえ、それを参考としながら、慎重に法定外税に係る条例案を審議し、議決を行うことが求められるものである。

※「特定納税義務者」

法定外税の納税額が、全納税者の納税額総額の10分の1を継続的に超えると見込まれる者として、次の2つの要件をどちらも満たすと見込まれる者

- ① 条例施行後5年間の合計で、当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1/10を超える見込みがあること
- ② 当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1/10を超える年が、条例施行後5年間のうち3年以上あると見込まれること

特定納税義務者からの意見聴取の例（核燃料税関係）①

聴取の時期	法定外税の新設・変更の内容	特定納税義務者	意見の概要
平成23年	青森県核燃料物質等取扱税の税率引上げ・出力割の導入	発電事業者（2社）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 立地地域の方々をはじめ県民の皆さまの安全と安心の確保ならびに地域振興に引き続き貢献していく観点から、条例案を受け入れさせていただくことといたしました。 ○ 原子燃料サイクル事業のコストに直結する観点からは、弊社にとって影響が大きいものと考えております。 しかしながら、原子燃料サイクル事業は、県民の皆様のご理解・ご協力のもと、地元をはじめとする地域の方々との共存共栄を図りつつ推進していくことが何よりも重要なことと認識しております。したがって、今回のご提案につきましては、受け入れさせていただきます。
平成23年	福井県核燃料税の税率引上げ・出力割の導入	発電事業者（2社）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気事業者の租税負担率は全産業平均に比べ極めて高いうえ、更に今回の東京電力福島第一発電所事故が電気事業の存続にかかる重大な事態であり、事業運営上大変厳しい事態を迎えて担税能力が低下していることから、本条例は大変厳しいものと受け止めております。 しかし、弊社は、本税が原子力発電所立地に伴う安全対策などの事業に活用されるならば、立地地域のみなさまの安心・安全の確保ならびに地域と発電所の共生に大変有益であると認識しております。 このため、本条例につきまして異議はございません。 ○ 電気事業者の税負担は極めて高いものがあり、加えて3月に発生しました東日本大震災では、茨城県にあります弊社東海第二発電所も大きな被害を受け、現在全社一丸となってその復旧に取り組んでいるところです。 そうした中での本条例案は、弊社にとって極めて厳しく重い内容のものとなると受け止めております。 しかしながら、本税の見直しにより、本税収が原子力発電所立地地域の安全対策や災害対策の強化・充実等の事業にこれまで以上に活用される事につきましては、立地地域にお住まいの方々の安全・安心の確保や、立地地域と弊社発電所との共生に繋がるものであることから、弊社としても大変意義深いものであると認識いたします。 つきましては、弊社として本条例には異議はない旨をご回答申し上げます。

特定納税義務者からの意見聴取の例（核燃料税関係）②

聴取の時期	法定外税の新設・変更の内容	特定納税義務者	意見の概要
平成21年	島根県核燃料税の税率引上げ	発電事業者 (1社)	<p>当社は、供給安定性、経済性および環境保全の同時達成を図るべく懸命な効率化努力を続けているところであり、今回新設される「核燃料税」の内容は大変厳しいものと受け止めております。</p> <p>しかしながら、当社にとりまして、原子力立地地域との共生が重要との認識に変わりはなく、また、島根原子力発電所3号機の運転開始、プルサーマルの導入等に向けて「安全・安心の確保のための原子力立地地域の安全・防災対策に係る財政需要の増加」に早急に対応する必要があるとの島根県の説明に対しては、一定の理解をしているところであり、こうした観点から今回新設の内容について同意するものであります。</p>
平成21年	静岡県核燃料税の税率引上げ	発電事業者 (1社)	<p>核燃料税（以下、本税といいます）も含めた弊社の租税負担率は全産業平均に比べ極めて高いうえ、世界経済の悪化に伴う電力需要の激減、地球温暖化問題や燃料価格の乱高下など電気事業を取り巻く環境が大きく変化するなか、徹底した経営効率化に取り組んでいる弊社にとりまして、本条例案の内容は大変厳しいものと受け止めております。</p> <p>しかし、本税は、浜岡原子力発電所立地地域の安全対策や生業安定対策、民生安定対策などの事業に活用されるものであり、これらの事業は、立地地域のみならずの安全・安心の確保ならびに地域と発電所の共生の観点から、大変重要であると認識しております。</p> <p>したがって、弊社といたしましては、本条例案に異議はございません。</p>

特定納税義務者からの意見聴取の例（産業廃棄物税関係）

聴取の時期	法定外税の新設・変更の内容	特定納税義務者	意見の概要
平成21年	島根県産業廃棄物減量税の更新	処理事業者 (1社)	<p>当社は、エネルギー産業の一員として、かねてより環境問題への取組みを経営の最重要課題の一つと捉え「中国電力環境行動計画」を策定し、さまざまな環境問題に取り組んでいるところであり、本税制度の必要性については十分に理解しております。</p> <p>しかしながら、本税制度において、自社最終処分場へ搬入される産業廃棄物についても一律に課税対象とされていることについては、本税導入以前から産業廃棄物の多くを自社最終処分場へ搬入している当社にとり非常に厳しい内容となっております。</p> <p>つきましては、下記内容をご賢察いただき、是非とも石炭灰を自社最終処分場で処理することに対する「産業廃棄物減量税」の課税免除または軽減措置をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、自社最終処分場を自らの責任と負担において設置し、環境に十分配慮した取組みを行っております。（略） 2. 近隣他県では自社最終処分場への処分を課税免除としており、他地域においては石炭灰の埋立処分にあたり軽減措置を導入している事例があります。（略） 3. 税の「受益と負担の原則」を考慮し、自社最終処分場への処分については、委託処分と区別し一定の配慮が必要と思われます。（略） 4. 当社における税負担は売上高の7.3%（平成19年度実績）に達しており、全産業平均の2.3%（平成18年度実績。三菱総合研究所「企業経営の分析」による）に比べて著しく重い状況にあります。（略）
平成19年	鳥取県産業廃棄物処分場税の更新	処理事業者 (1社)	<p>照会のありました産業廃棄物処分場税の改正（適用期間延長）について、現行の仕組みには、以下のような問題があると考えます。</p> <p>これらの問題を放置すると、偏った負担が行なわれ、税を導入した目的が達成されることがないと考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 中間処理業者が実質負担する仕組みについての問題（略） (2) 近県との調整の必要性（略） (3) 自社処分の場合の非課税の問題（略） (4) 排出事業者責任の徹底について（略）

地方団体において検討された法定外税の例

○地方団体において、研究会などが設置され、導入が検討されたもの総務大臣への協議が行われなかったもの

① 大型ディーゼル車高速道路利用税(東京都)

環境負荷の大きいディーゼル車の首都高速道路の通行に対して課税。1都3県での共同課税を検討。

②富士山環境保全税(山梨県)

車両を利用して富士スバルラインの課税区間を通行する行為に課税。

③ミネラルウォーターに関する税(山梨県)

ミネラルウォーターとして販売すること等を目的として、山梨県内で地下水を採取する行為に課税。

④すぎなみ環境目的税(東京都杉並区)

事業所等で商品の引渡しに伴いレジ袋を譲渡される行為に課税
平成14年3月18日条例可決、条例の施行のないまま、平成20年6月27日に廃止。

		法定外税の有無	概要
イギリス		×	税目は法律で規定(※1)
フランス		×	税目は法律で規定(※2)
ドイツ	州	×	税目は連邦法で規定(※3) (改正には連邦参議院の同意が必要)
	市町村	○	連邦法・州法に定められた税と同種でない限度で 地域的消費税・奢侈税を課すこと認められている (犬税、娯楽税、飲料税等が課されている)。(※3)
アメリカ	州	○	輸出入税の禁止など一部憲法による制限あり(※4)
	地方政府	—	地方政府の税目は、州法により定められるため、州 により異なる(※4)
韓国		×	税目は法律で規定(※5)
日本		○	総務大臣の同意が必要

(※1)「地方財政システムの国際比較について」(財務総合政策研究所, 2002年)

(※2)「フランスの地方自治」(財団法人自治体国際化協会, 2009年)

(※3)基本法により州に立法権が認められており、州法に基づいて市町村の課税権が認められている。

「ドイツの地方自治(概要版)」(財団法人自治体国際化協会, 2011年改訂版)

『「主要諸外国における国と地方の財政役割の状況」報告書』(財務総合政策研究所, 2006年)

(※4)『「主要諸外国における国と地方の財政役割の状況」報告書』(財務総合政策研究所, 2006年)

(※5)「韓国の地方自治」(財団法人自治体国際化協会, 2008年)

法定外税の「要件面の関与」に係る論点

- 「中間取りまとめ」においては、「法定外税に係る国と地方の協議の意義を積極的に認める立場から、関与の必要性は認めながら、これを縮小していくべき。」とされている。
- 国の関与の縮小をしていく上で、「要件面の関与」については、現在の3つの要件を、これまでの蓄積も踏まえ、どのように見直すべきか。

【見直しの視点】

- ① 現在の3つの要件のうち、これまでの法定外税の同意の蓄積やそれに伴う処理基準の改正、同意に際しての総務大臣の意見等を参考にして、より具体化すべきものがあるか。この場合に、地方団体・納税者にとってわかりやすい要件とは、どのようなものか。
- ② 現在の3つの要件に加えて、新たな要件を追加する必要があるのか。
 - ・ 「手続面の関与」の縮小を行う場合には、国による事前関与が弱まるという観点から、要件の追加が必要になるのか。
 - ・ 必要性があったとした場合、例えば、現在、留意事項として掲げられている事項について、新たな要件として追加することが考えられるか。
 - ・ 地方の自主性・自立性を高める観点から、要件の追加がそもそも望ましいのか。
- ③ これまでに例のない新しい法定外税が新設されることも想定して要件を設定すべきではないか。一方で、さらなる事例の蓄積を待たなければ難しいのではないか。
- ④ 法定外税への納税義務者等の意見や特定納税義務者からの意見聴取制度における意見をどう考えるか。「手続面の関与」の縮小を行う場合には、納税者へどのような配慮が必要か。また、要件としてはどのようなものが考えられるか。
- ⑤ 諸外国における法定外税制度と比べた場合に、我が国における法定外税の新設・変更の際の国の関与の程度をどう考えるか。